

第1回 次期消防基本計画検討会



平成22年6月22日(火)
神戸市消防局

議事内容等

1 神戸市の消防力

2 消防組織の概要

3 消防局の主な業務

(1) 警防業務

- ① 119番通報受信から出動まで
- ② 消防活動のイメージ
- ③ 火災発生状況
- ④ 消防団の業務

(2) 救急業務

- ① 救急発生状況
- ② 高度救命体制の推進
- ③ 「救命のリレー」の促進

(3) 救助業務

- ① 救助隊の活動内容
- ② 救助隊の活動状況

(4) 予防業務

- ① 建築物の安全確保
- ② 危険物の安全確保
- ③ 住宅防火
- ④ 地域防災支援

～ 質疑応答 ～

4 消防局の主な取り組み【2006～2010】

- (1) 「消防体制の再構築」
- (2) 「三輪(ミツ)北工場火災事故後の対応」
- (3) 「神戸2010消防基本計画」

5 今後の課題

- (1) 人口減少・超高齢化社会の到来
- (2) 災害様態の多様化
- (3) 救急需要の増大と高度化
- (4) 阪神淡路大震災から15年
- (5) 「港都こうべ」

6 取り組みの方向性(案)

～ フリートーカーキング ～

7 今後の検討スケジュールについて

～ 閉会 ～

2. 神戸市の消防力

(1)消防局

①職員数 1,437人

②消防署所

10消防署1分署18出張所1救急ステーション

③車両等 ・消防車等 144台

・救急車 31台

・ヘリコプター 2機

・消防艇 2隻

(2)消防団

①団員数 約4,000人(うち女性団員約80人)

②組織 10消防団(15支団)159分団164班

③車両等 ・積載車等 183台

・小型動力ポンプ 226台

(3)地域の防災

①防災福祉コミュニティ 全191地区結成完了

②市民防災リーダー 7,795人

③市民救命士 396,745人 など

【消防本部】

【消防署所】

◎東灘消防署：●青木出張所：●深田池出張所：●六甲アイランド出張所

◎灘消防署：●青谷橋出張所

◎中央消防署：●栄町出張所：●山手出張所

◎兵庫消防署：●運南出張所

◎北消防署：○北神分署：●有馬出張所：●山田出張所：●ひよどり出張所

◎長田消防署：●大橋出張所

◎須磨消防署：●北須磨出張所：●板宿出張所

◎垂水消防署：●高丸出張所：●舞子出張所：●塩屋出張所

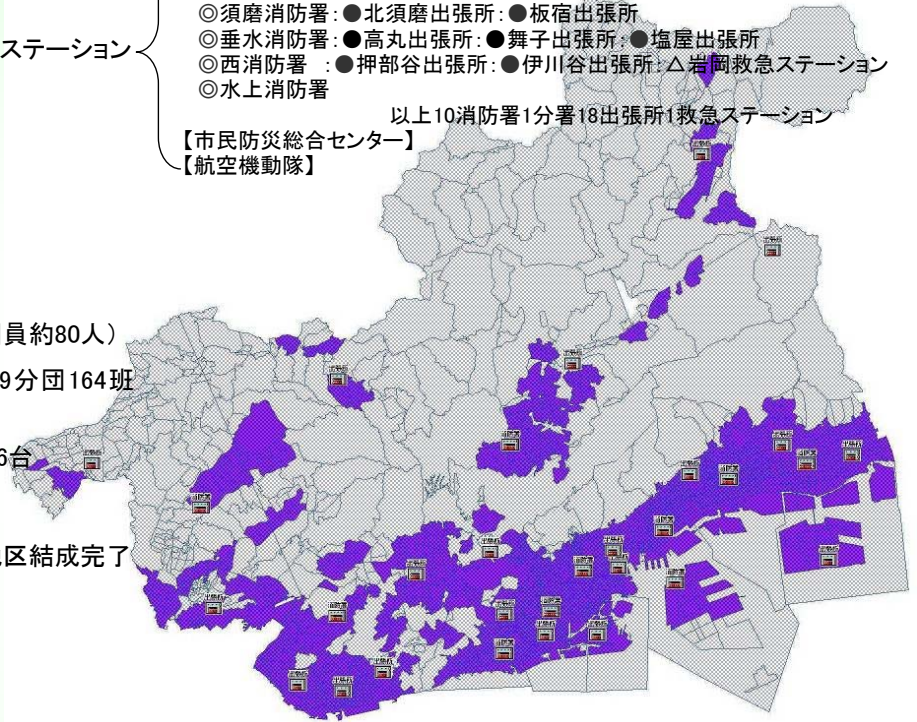
◎西消防署：●押部谷出張所：●伊川谷出張所：△岩岡救急ステーション

◎水上消防署

以上10消防署1分署18出張所1救急ステーション

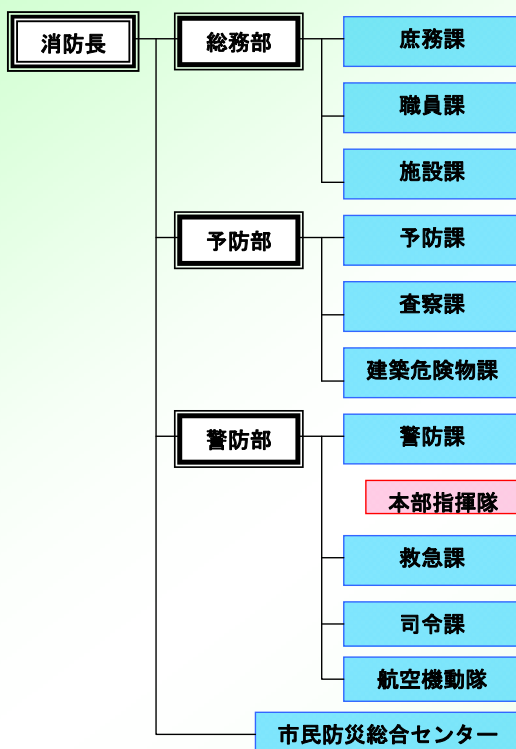
【市民防災総合センター】

【航空機動隊】

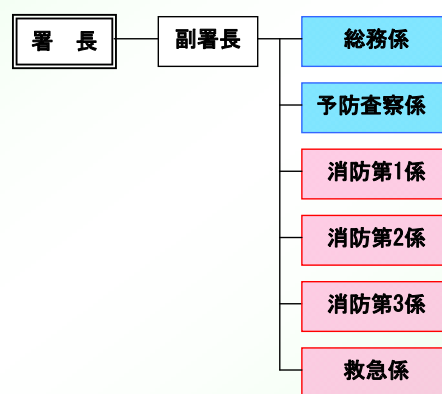


2-2. 消防組織の概要

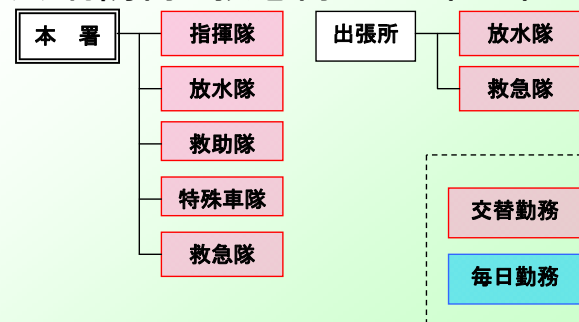
(1)消防本部の組織



(2)消防署の組織



(3)消防隊・救急隊の基本配置



2-3. 消防局の主な業務

(1) 警防業務

- ① 119番通報受信から出動まで
- ② 消防活動のイメージ
- ③ 火災発生状況
- ④ 消防団の業務

(2) 救急業務

(3) 救助業務

(4) 予防業務

(1) 警防業務 ① 119番通報受信から出動まで

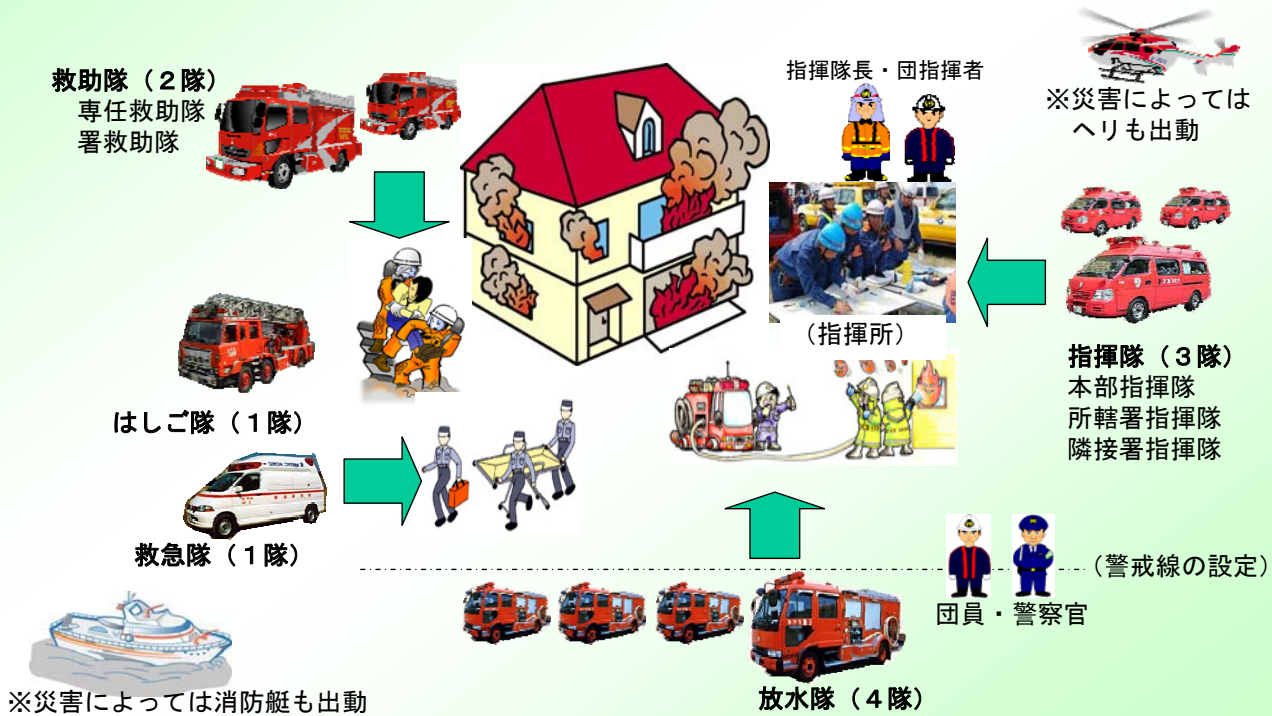


(1) 警防業務

② 消火活動のイメージ【建物民家火災の場合】

○災害の規模と形態に応じて、それに対応する車種と台数を自動で選出

○市内29の消防署所に配置している部隊のうち、災害現場に最も近い部隊に出動を指令

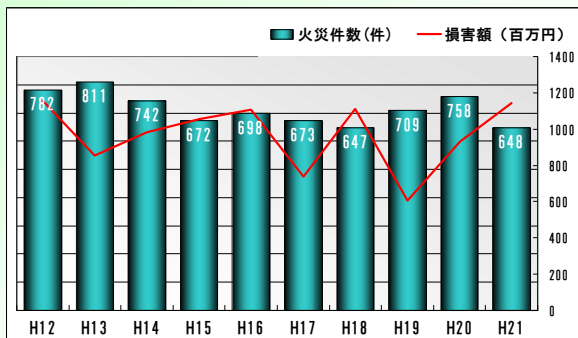


(1) 警防業務

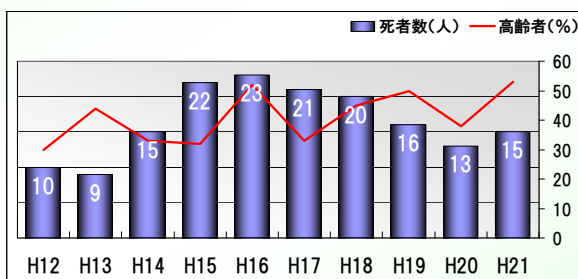
③ 火災発生状況

○火災は年間650～800件

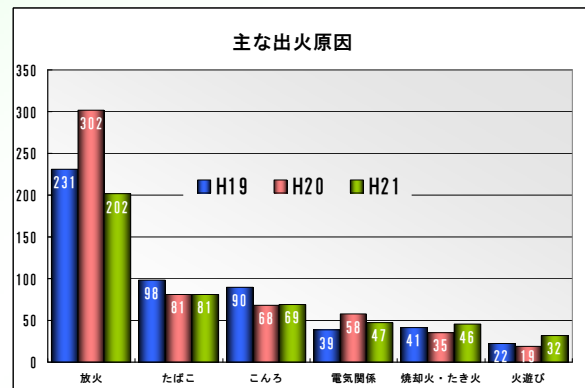
○被害額は1件あたり平均約140万円



○火災による死者数 高齢者の割合は増える傾向



○出火原因の1位は放火(全体の3～4割)



○放火防止の取り組み

平常時の対応

- ・放火されない環境づくりの呼びかけ
- ・ポスター・ちらし・HPによる放火火災防止PR
- ・消防隊によるパトロール

連続放火発生時の対応

- ・放火火災防止重点地区の指定
- ・連続火災放火火災防止対策会議の設置
- ・関係機関・住民と連携したパトロール体制の強化

(1) 警防業務

④ 消防団の業務－1

【概要】

- 地域に密着した防災のリーダー(管内に居住、勤務又は在学)
- 住民の安全、安心を守る身近な存在
- 普段は職業等を持ちながら、団活動を行う
- 消防団員数は消防職員数の約2.6倍
消防団数:10消防団 15支団 159分団 164班
定員:約4,000名(うち女性約80名)
- 日頃の教育・訓練による災害対応の知識・技術習得



消防出初式での整列



ポンプ操法大会

【消防団の出動状況(平成21年)】

- ・災害 865件
内訳(火災762件 水災103件 その他0件)
- ・訓練等 13,082件
内訳(警戒1,849件 訓練2,672件 訓練指導600件 その他7,961件)

(1) 警防業務

④ 消防団の業務－2

【業務内容】

- 平常時
 - ・防災福祉コミュニティに対する訓練指導
 - ・応急処置の普及・実技指導など
- 通常災害時
 - ・消火・救出活動
 - ・各種警戒活動など
- 大規模災害時
 - ・消火・救出・救助活動
 - ・水防活動など
- 武力攻撃事態時
 - ・国民保護法による住民の避難誘導など



市民に対する防災・応急手当指導



火災現場における放水活動



水防工法訓練

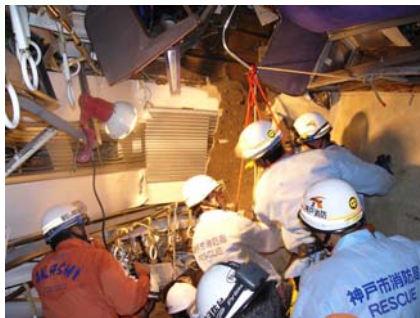
【これからの消防団】

- 平成24年度を目標とした新体制移行に向けた再構築
 - ・消防団の組織:分団・班の再編
 - ・消防団員の確保:年齢等入団要件の拡大
 - ・研修の充実:活動要領の策定
 - ・女性消防団員の入団促進など
 - ・施設及び装備の整備

(1) 警防業務

⑤ 広域応援

- 隣接応援協定(隣接市町村間で締結)
(芦屋市・西宮市・三田市・三木市・加古川市・明石市)
- 広域応援協定
(兵庫県広域、四都市、航空機、大阪湾消防艇)
- 緊急消防援助隊(全国規模の応援体制)
(平成25年度までに登録部隊数4,500部隊)
- 国際消防救助隊への登録
(世界の大規模災害に対して、国内の登録隊員を海外へ派遣)



JR福知山線脱線事故での活動



トルコ共和国地震災害での活動

2-3. 消防局の主な業務

(1) 警防業務

(2) 救急業務

- ① 救急発生状況
- ② 高度救命体制の推進
- ③ 「救命のリレー」の促進

(3) 救助業務

(4) 予防業務

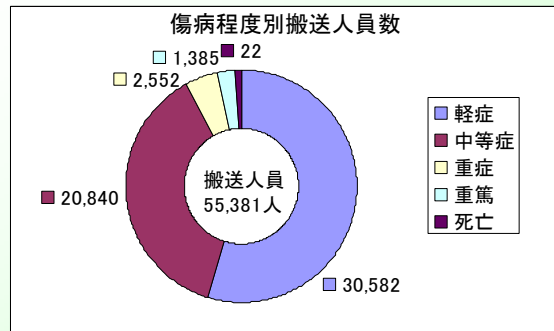
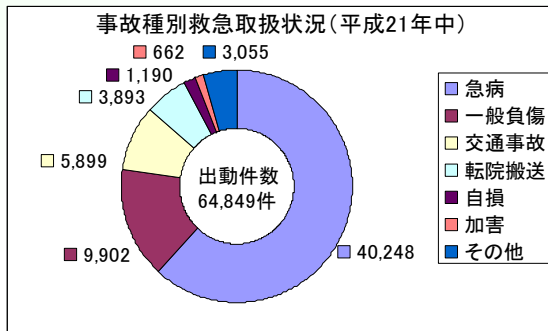
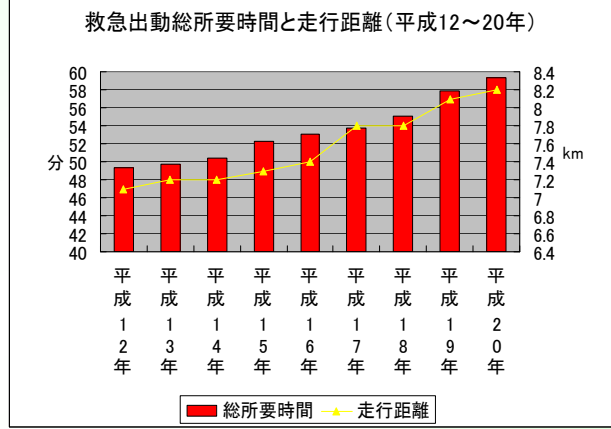
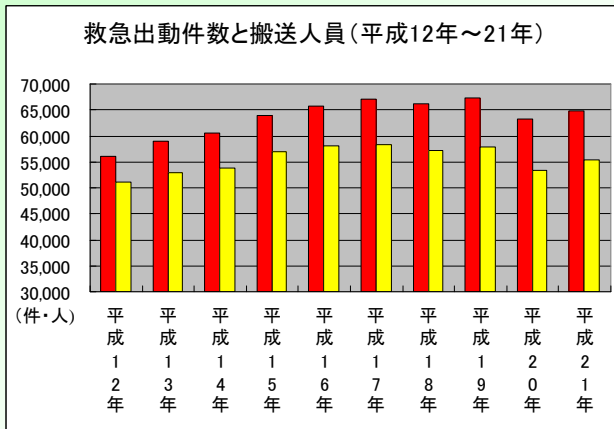
(2)救急業務

救急出動件数64,849件 搬送人員55,381人(平成21年中)

31隊の救急隊、301名の救急隊員で対応

(うち救急救命士200名で常時2名乗車体制)

①救急発生状況



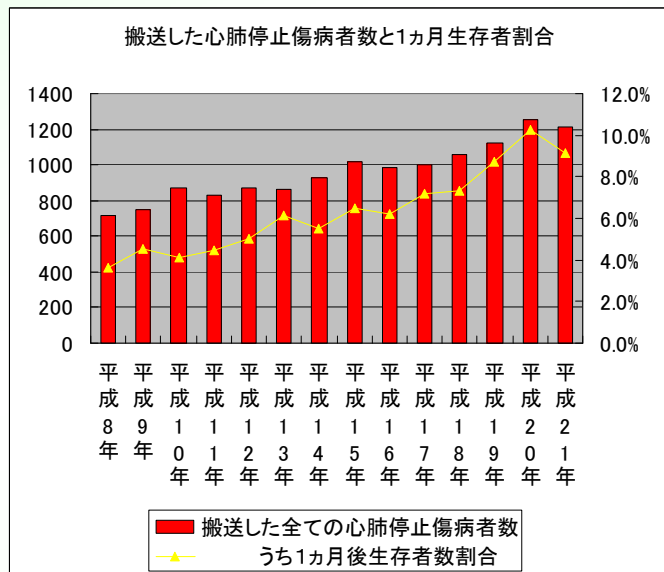
(2)救急業務

②救急業務の高度化

救急救命士の常時2名体制に加え、救命率の向上を目指して救急業務の高度化を推進し、メディカルコントロール体制を整備

救急救命士の処置拡大

- ・除細動(H15年～)
- ・気管内挿管(H16年～)
- ・薬剤投与(H18年～)



気管挿管及び薬剤投与認定救急救命士の養成

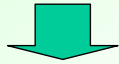
※薬剤認定救命士104名・気管挿管認定救命士56名

延べ93隊のうち43隊の救急隊に配置

(2)救急業務

③「救命のリレー」の促進

救急車到着まで、救命効果は心停止から1分経過で7～10%低下



救命効果の一層の向上を図るためには、傷病者の付近に居合わせた市民(バイスタンダー)の皆さんの素早い応急手当が不可欠



市民救命士養成者数: 延396,745人

救急インストラクター: 4,139人

FAST(民間救急講習団体): 48団体

(First Aid Support Team=地域における応急手当の普及の核となる事業所)

まちかど救急ステーション: 1,224 箇所

※いずれも平成22年3月末現在



まちかど救急ステーション標章



AED(自動体外式除細動器)

2-3. 消防局の主な業務

(1)警防業務

(2)救急業務

(3)救助業務

①救助隊の活動内容

②救助隊の活動状況

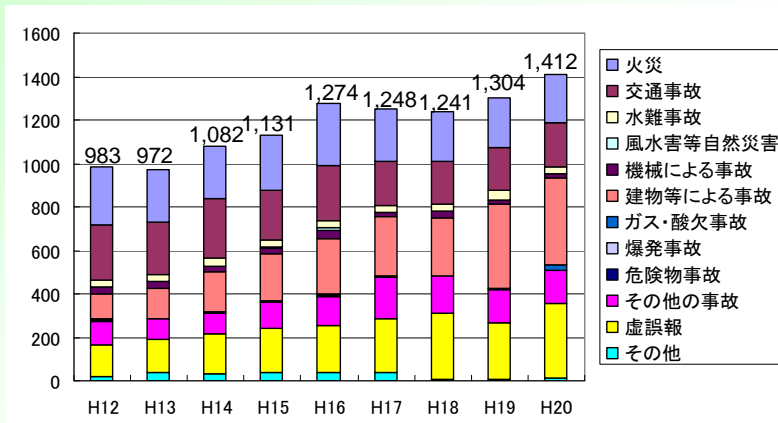
(4)予防業務

(3)救助業務 ①救助隊の活動内容

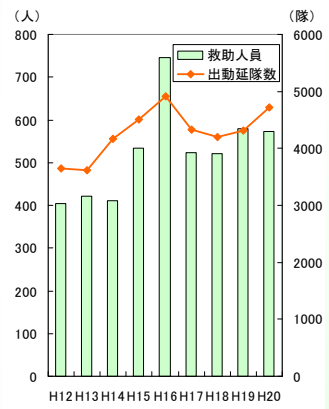


(3)救助業務 ②救助隊の活動状況

救助件数の推移(市内)



救助人員と出動延隊数(市内)



※救助人員＝救助された人

※出動延隊数＝救助隊以外にも救助事案に出動したすべての隊の延数



消防救助基本訓練(H22.5.25)

2-3. 消防局の主な業務

- (1)警防業務
- (2)救急業務
- (3)救助業務

(4)予防業務

- ①建築物の安全確保
- ②危険物の安全確保
- ③住宅防火
- ④地域防災支援

(4)予防業務

①建築物の安全確保

○建築物の安全確保

一定規模以上の多数の者が出入りする建築物については、消防法に基づき火災予防上の観点から、ソフト、ハードの安全対策を実施している

○防火管理(ソフト対策)

・防火管理者の選任:建築物の管理者が資格者を選任し届出

・自主防火管理:防火管理計画、消防用設備の点検、消防訓練

⇒平常時では、防火管理者等を中心に自主的な防火管理を行う

⇒火災発生時には、初期消火、避難誘導などを実施する

○建築同意(ハード対策)

建築確認(着工前)に際し、建物の構造、消防用設備等の設置について、防火安全上の観点から、指導するとともに、使用開始前の検査により安全を確保する。

⇒建築物の着工前段階からの安全確認を実施する



建築段階からの指導等

○建築物への査察

既存防火対象物の立入検査を実施し、防火管理(ソフト)面、また構造、消防用設備等(ハード)面について、防火安全上の観点から是正指導

⇒既存の建築物の安全を確保する



査察の実施

○違反処理

【違反処理とは】

是正指導に応じない場合に行政処分等により消防法違反を是正

⇒既存の建築物の安全を確保する



違反に対する命令の公告標識

・生活安全情報の提供

是正命令をした危険な建築物は、標識の設置やインターネットによりビル名等を公表

・違反処理強化月間の創設(平成15年度～)

毎月1～3月を強化月間に指定し、違反是正の更なる徹底に努める

(4) 予防業務

② 危険物の安全確保

○ 危険物施設の安全確保

消防法では、火災危険性が高い物品を危険物として指定し、火災予防上の観点から、その貯蔵・取扱い及び運搬について規制

- ・ハード対策: 危険物施設等の許認可及び検査
- ・ソフト対策: 危険物保安監督者、危険物施設保安員、自衛消防体制

○ 危険物施設数(平成21年度末)

| | |
|---------------------------|----------|
| 許可施設数 | 3, 335施設 |
| 内訳(製造所28、貯蔵所2,406、取扱所901) | |
| 届出施設数 | 8, 833施設 |
| 内訳(少量危険物7,380、指定可燃物1,453) | |

○ 危険物事故の状況

全国的に危険物施設の火災、漏洩事故が増加傾向であったが平成19年度以降2年間は減少傾向(平成21年度:522件)

○ 危険物施設の耐震対策の推進

既存の500kℓ以上の屋外タンク貯蔵所について、法令に基づいた計画的な改修及び国通知等を踏まえた危険物施設の耐震対策を推進



タンク火災

○ 自主保安体制の推進

危険物施設の個々の状況や潜在危険性に応じた、きめ細かな対策が必要であり、法令等の改正を通じて、事業所の実態に応じた自主的な保安対策を推進

○ 石油コンビナートの防災対策

- ・特別防災区域の指定
特に大量の石油又は高圧ガスを貯蔵、取扱う地域について石油コンビナート等災害防止法に基づいて、石油コンビナート等特別防災区域に指定

神戸地区石油コンビナート等特別防災区域

| |
|------------------------|
| 東部地区:5社(ケミカル原料、食用油の製造) |
| 灘浜地区:1社(製鉄) |
| 西部地区:3社(油槽基地) |

・ 自主防災体制

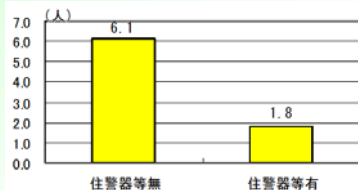
自衛消防組織の設置、大型化学消防車等の整備
オイルフェンス、オイルマット、油処理剤の配備

(4) 予防業務

③ 住宅防火

○ 焼死者の発生防止

- ・建物火災による死者は、全国で毎年1,000人を超える。
- ・住宅火災による死者のうち6割近くが「逃げ遅れ」による。
- ・いかに火災発生を早期に知ることができるのかが重要。
- ・住宅火災による死者発生率の抑制効果は、住宅用火災警報器等の設置により、およそ1/3抑制するといわれる。



● 住宅火災100件あたり死者数の比較
(平成15年消防審議会答申資料)

・また、損害額、焼損面積についても設置無しに比べ、いずれも約1/5に抑制される。

| 住警器 設置状況別 損害概要 | | | |
|----------------|------|---------|-------|
| 住警器状況 | 件数 | 火災1件当たり | |
| | | 損害額 | 焼損床面積 |
| 設置有 | 96件 | 521千円 | 4㎡ |
| 設置無 | 114件 | 2,814千円 | 23㎡ |
| 不明 | 7件 | - | - |

(平成21年 神戸市)

・既存住宅は平成23年5月31日までに設置が義務化。

○ 住宅用防災機器の設置などハード面の施策

- ・住宅用火災警報器の設置促進
住警機まとめ買いの促進(地域、自治会、建物等)
住警機普及協力事業所制度
しらすちゃんクーポン



● 住宅用火災警報機(左)と、普及協力事業所の標章(しらすちゃん)

- ・住宅用強化液消火器の普及
住宅用防災機器の普及啓発
(住宅用スプリンクラー設備、防災物品など)
感震ブレーカーによる電源遮断

○ 市民に住宅火災を訴える広報などソフト面の施策

- ・防火講習会等の実施
- ・各種広報物の作成・配布
(家庭防災マニュアル、住宅防火広報ビデオ・パンフレット)
- ・各種広報メディアの活用
(広報こうべ、生活安全安心情報誌「雪」、ラジオ関西「ダイヤル119」、ホームページ等)

(4) 予防業務 ④ 地域防災支援

○ 防災福祉コミュニティの概要

【防災福祉コミュニティ（防コミ）とは】
震災を教訓に、市民、事業者、行政とが協力しあ
って、安全で安心して暮らせるまちづくりを進め
るため、日頃地域で行なわれている祭や自治会、
福祉活動など、日常の生活を通して助け合いの心
や絆を深め、自主防災活動に積極的に取り組むコ
ミュニティ

- ・ 事業展開
原則、小学校区ごとに全市展開
191地区結成済（市内全地区で結成済み）100%
- ・ 組織構成
ふれあいのまちづくり協議会、自治会、婦人
会、老人クラブ、消防団、子ども会、青少協
、民生児童委員、事業所等の地域団体
- ・ 活動内容
各種防災訓練、資機材の点検、放火防止パト
ロール、救急講習会、防災教育支援等



● 訓練の様子
(子供が参加したバケツリレー)

○ 防災福祉コミュニティ活動の継続と活性化

- ・ 幅広い防災リーダーの育成
各層の人材確保
- ・ 若年層の参加
次代を担う人材の育成（ジュニアチームの結成等）
- ・ 地域との連携
地域の防災活動を通じて地域連携を強化
- ・ 事業所の参画
地域の防災訓練などへの参画、事業所防コミの結成
- ・ 災害時における要援護者の避難対策
個人情報共有とプライバシー保護の問題
- ・ 小学校における防災教育支援
保護者やPTAを巻き込んだ新たな地域活性化策



● 防災教育支援ガイドブック（左）
と防コミによる防災教育授業の様子（右）